

**運転者登録手続きマニュアル
(法人タクシー用)**

**愛知県 B 地域認定登録実施機関
愛知県タクシー協会**

目 次

ページ

I. 登録制度について

I-1. 登録制度の意味	1
I-2. 運転者の登録と運転者証	1
I-3. 登録の拒否	1
I-4. 登録の取消処分	2

II. 法人タクシーに関する手続き

II-1. 新たな運転者を採用したとき（初めて運転者となる場合）	3
II-2. 新たな運転者を採用したとき（現に愛知県B地域で登録されている場合）	4
II-3. 新たな運転者を採用したとき（現に愛知県B地域以外の地域で登録されている場合）	4
II-4. 登録事項に変更があったとき	5
II-5. 登録事項に誤りがあったとき	7
II-6. 運転者証の再交付について	8
II-7. 運転者証の返納について	9
II-8. 登録の消除について	9
II-9. 運転免許証の取消処分、停止処分等を受けたとき	10
II-10. 原簿の謄本の交付・閲覧について	11
II-11. 登録運転者業務経歴証明書の交付について	11

III. その他に関すること

III-1. 手続き書類の提出方法について	12
III-2. 手数料及び支払方法について	13

IV. 様式集	14
---------	----

I. 登録制度について

I-1. 登録制度の意味

登録制度とはタクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、新たにタクシー運転者となろうとする者等に講習受講を義務づけ、当該講習を修了して登録を受けなければタクシーに運転者として乗務出来ないとしたものです。

これは良質の運転者を確保するとともに、サービス改善等の諸施策を総合的に推進することによってタクシーの社会的評価の向上を図り、もって利用者の利便を確保しようとするものです。

I-2. 運転者の登録と運転者証

登録は、法で定められた単位地域ごとに行います。当該単位地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者（登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。）で、タクシー運転者として選任されており、又は選任されることを予定されている者の個人の意思に基づき自らの申請により行います。

従って、登録は法律で消除される場合と意思で消除申請する場合を除いては、運転者の権利として保護され、登録した内容についても法律に規定された以外は、他人に知られることはありません。

また、登録された登録原簿は一度登録されれば消除されない限り有効です。事業者（会社）を移転したり、氏名・住所等が変わっても登録事項の変更届を提出すれば引き続き有効です。

さらに、乗務するには、登録運転者であることを証する「運転者証」をタクシー車内に表示しなければなりません。

（単位地域一覧）※中部管内のみ抜粋

単位地域名	地域	単位地域名	地域
愛知県 A	名古屋交通圏	三重県	三重県全域
愛知県 B	愛知県内の愛知県 A 地域以外	静岡県	静岡県全域
岐阜県	岐阜県全域	福井県	福井県全域

I-3. 登録の拒否

登録の申請を受理した場合において、申請者が次のいずれかに該当していると認められるとき、又は該当していないことが明らかでないときは、その登録を拒否します。

なお、登録を拒否したときは、その旨を申請者に通知します。

- （1）旅客自動車運送事業用自動車の運転者としての要件（道路運送法第 25 条の政令で定める要件）を備えていないこと。

【旅客自動車の運転者としての要件】

- ① 年齢 21 歳以上（旅客自動車の運転に必要な適性に関する教習を修了した者は 19 歳以上）
- ② 普通自動車等の運転経験が 3 年以上（運転者以外の乗務員として旅客自動車に 2 年以上乗務した経験を有する者等は 2 年以上、旅客自動車の運転に必要な技能に関する教習を修了した者は 1 年以上）
- ③ 第二種運転免許を受け、かつ、その効力が停止されていないこと

- (2) タクシー運転者として選任されることができない者（旅客自動車運送事業運輸規則第 36 条第 1 項に該当する者）であること。
- ① 日々雇い入れられる者
 - ② 2 月以内の期間を定めて使用される者
 - ③ 試用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
 - ④ 14 日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者
- (3) タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習（※）として国土交通省令で定めるものを修了していないこと。
- （※）講習認定実施機関が行う講習
- (4) 当該単位地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者で、タクシー運転者として選任されており、又は選任されることを予定されている者以外の者であること。
- (5) 登録の取消し処分等により再登録禁止期間の決定を受け、当該再登録禁止期間中にある者であること。

I-4. 登録の取消処分

以下の場合、取消処分がなされ、登録されている運転者の登録原簿を消し、登録が無くなります。

なお、登録の取消しには「再登録できない期間の決定」が付されることとなっております。

- (1) タクシー業務適正化特別措置法や道路運送法及びこれに基づく命令や処分に違反したとき。
- (2) 国土交通大臣の命ずる、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習（※命令講習）を受講しないとき。
- (3) 登録取消しの対象となる重大な事故を惹起したとき。
- (4) タクシー運転者の乗務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。
- (5) 不正の手段により登録を受けていたとき。

(1) …登録の取消しとなる違反行為の例

●タクシー業務適正化特別措置法関係

運転者証の他人への譲渡、タクシー乗車禁止地区において旅客を乗車させる行為、不正な運転者証の表示

●道路運送法関係

無認可の不当な運賃の収受、運送引受義務違反、営業区域外となる旅客運送行為

(4) …著しく不適当な行為の主なもの

●行為の対象

旅客のほか、旅客であった者及び旅客となる者をも含みます。

●行為の内容

ア. 殺人、傷害、強姦、強制わいせつ、脅迫等刑法上、生命身体自由に対する罪を構成する行為（過失によるものを除く）

イ. 窃盗、強盗、横領等刑法上、財産に対する罪を構成する行為

ウ. 麻薬取締法、売春防止法、軽犯罪法の罪を構成する行為、その他著しく迷惑をかける行為

Ⅱ. 法人タクシーに関する手続き

Ⅱ-1. 新たな運転者を採用したとき（初めて運転者となる場合）

下記の手続きをしてください。同時に申請できます。

■ 登録申請

手数料 1,800 円

【申請者】 運転者

【必要書類】 下記の書類を登録実施機関へ提出してください。

- ① 登録申請書（第二号様式）
- ② 雇用条件および雇用契約証明書（参考見本1）
- ③ 住民票（写し可。3カ月以内に発行されたもの）
- ④ 講習修了証の写し（様式第1）
- ⑤ 運転免許証の写し（様式第12）

■ 運転者証交付申請

手数料 1,800 円

【申請者】 事業者

【必要書類】 下記の書類を登録実施機関へ提出してください。

- ① 運転者証交付申請書（第九号様式）
- ② 運転者の顔写真1枚
 - ・撮影から6ヶ月以内のもの（裏面に氏名、撮影年月日を記載）
 - ・縦6cm×横4cm、単独、無帽、正面、無背景のもの
- ③ 返信用封筒（切手貼付不要）
 - ※角2サイズの場合、封筒を二つ折りにし、返信先の住所・宛名は横書きしてください。

II-2.

新たな運転者を採用したとき (現に愛知県B地域で登録されている場合)

下記の手続きをしてください。同時に申請できます。

ただし、**旧タクシー会社の運転者証が返納されていないと手続きが出来ません。**

■登録事項変更届

【届出者】運転者

【必要書類】下記の書類を登録実施機関へ提出してください。

- ① 登録事項変更等届出書（第四号様式）
- ② 雇用条件および雇用契約証明書（参考見本1）

■運転者証交付申請

手数料 1,800 円

【申請者】事業者

【必要書類】下記の書類を登録実施機関へ提出してください。

- ① 運転者証交付申請書（第九号様式）
- ② 運転者の顔写真1枚
 - ・撮影から6ヶ月以内のもの（裏面に氏名、撮影年月日を記載）
 - ・縦6cm×横4cm、単独、無帽、正面、無背景のもの
- ③ 返信用封筒（切手貼付不要）
 - ※角2サイズの場合、封筒を二つ折りにし、返信先の住所・宛名は横書きしてください。

II-3.

新たな運転者を採用したとき (現に愛知県B地域以外の地域で登録されている場合)

複数の地域で登録することは出来ません。

他地域での登録を削除した後、愛知県B地域での登録申請【II-1. 新たな運転者を採用したとき（初めて運転者となる場合）】をしてください。

なお、他地域での登録を削除するには、それぞれ地域ごとの登録実施機関へ「登録削除申請」をしてください。

Ⅱ-4. 登録事項に変更があったとき

登録されている内容に変更があったときは届出又は申請してください。

■登録事項変更届

【届出者】運転者

【必要書類】下記の書類を登録実施機関に提出してください。

変更事項	登録事項変更届	添付書類
運転者氏名	登録事項変更届 (第四号様式)	・住民票の写し（発行から3ヶ月以内）
運転者住所		・住民票の写し（発行から3ヶ月以内。） ※「従前の住所」欄が現に登録されている住所と異なる場合は戸籍の附票等が必要
運転免許証の種類、番号		・運転免許証の写し（様式第12）
運転免許証の有効期限		・運転免許証の写し（様式第12）
事業者の名称	変更になったことがわかる書面 (謄本の写し等)	・登録運転者名簿 (運転者証訂正一括申請書（様式第9）で代用可)
事業者の住所		・登録運転者名簿

■運転者証訂正申請

手数料 1,200 円

※運転者証に記載されている事項が変更となる場合に申請が必要です。

【申請者】事業者

【必要書類】下記の書類を登録実施機関に提出してください。

変更事項	申請書	添付書類
運転者氏名	運転者証訂正申請書 (第十号様式)	・現運転者証の写し
運転免許証の有効期限		・宣誓書（様式第13）
事業者の名称	運転者証訂正一括申請書 (様式第9)	・顔写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・返信用封筒（切手貼付不要）



運転者証訂正申請により訂正された運転者証の交付を受けた後、直ちに、旧運転者証に「訂正」と朱書きのうえ登録実施機関へ返送してください。

(例)

訂正

顔写真	登録番号	36-9999999
	運転者名	愛知 太郎
	運転免許証 の有効期限	平成00年00月00日
	タクシー 事業者名	株式会社タクシー

愛知県B地域認定登録実施機関
愛知県タクシー協会
平成00年00月00日 第000000号

この面を客席に向けて表示
すると違反になります



Ⅱ-5. 登録事項に誤りがあったとき

登録を完了した後、その登録事項について錯誤又は脱落があることを発見したときは、以下の方法により「更正登録」が必要となります。（手数料不要）

■ 登録実施機関の過誤に基づかない錯誤又は脱落があることを発見したとき

- ①. 登録実施機関から「更正登録申請を必要とする通知書」（様式第3）により当該登録運転者へ通知します。
- ②. ①の通知を受けた当該登録運転者は、「更正登録申請書」（第五号様式）により更正登録の申請をしてください。
- ③. 登録実施機関は、②の申請により更正登録を行い、登録完了後、「更正登録済通知書」（様式第5）により当該登録運転者へ通知します。

【運転者証の記載事項の更正を要する場合】

- ア. 上記③と同時に「運転者証の記載事項の更正申請を必要とする通知書」（様式第4）をタクシー事業者へ通知します。
- イ. 上記ア.の通知を受けたタクシー事業者は、「運転者証の記載事項の更正申請書」（様式第6）に、現運転者証の写し及び宣誓書、顔写真を添付して登録実施機関へ申請してください。
- ウ. 登録実施機関より、新しい運転者証を発行します。タクシー事業者は、新しい運転者証が届き次第、直ちに旧運転者証に「更正」と朱書きのうえ返送してください。

■ 登録実施機関の過誤に基づく錯誤又は脱落があることを発見したとき

上記①及び②を省略した手続きとなります。

II-6. 運転者証の再交付について

運転者証が汚損・紛失した場合は、再交付することができます。

■ 運転者証再交付申請

手数料 1,800 円

【申請者】 事業者

【必要書類】 下記の書類を登録実施機関へ提出してください。

- ① 運転者証再交付申請書（第十号様式）
- ② **汚損の場合**：現運転者証の写し及び宣誓書（様式第 13）
紛失の場合：紛失理由書（参考見本 2）
- ③ 返信用封筒（切手貼付不要）

※角 2 サイズの場合、封筒を二つ折りにし、返送先の住所・宛名は横書きしてください。



運転者証再交付申請により再交付された運転者証を受け取った後、直ちに、旧運転者証に「再交付」と朱書きのうえ登録実施機関へ返送してください。紛失の場合は、発見され次第、直ちに返送してください。

(例)



Ⅱ-7. 運転者証の返納について

雇用する運転者について次の事由があったときは、直ちに、当該運転者の運転者証を返納してください。

- (1) 運転者が退職したとき
- (2) 愛知県 B 地域内の営業所勤務でなくなったとき
- (3) 運転者として選任されなくなったとき
- (4) 登録取り消し処分を受けたとき

■ 運転者証返納

【届出者】 事業者

【必要書類】 下記の書類を登録実施機関へ提出してください。

- ① 運転者証返納届（様式第 10）
- ② 現運転者証

Ⅱ-8. 登録の消除について

登録された運転者の登録原簿を消し、登録が無くなることを「登録の消除」といい、消除の種類には、運転者本人からの申請に基づく「申請消除」と、登録実施機関が行う「職権消除」があります。

なお、登録を消除された者が再び運転者になろうとする場合は、再度、登録申請が必要です。

■ 申請消除

運転者が自らの意志で登録を消除するときは以下の手続きをしてください。

【手続】 登録消除申請

【必要書類】 下記の書類を登録実施機関へ提出してください。

- ① 登録消除申請書（第六号様式）

■ 職権消除

登録取消処分等の一定要件に該当した場合には行います。

- (1) 法違反等により登録の取消処分を受けたとき
- (2) 40 日以上運転免許停止処分及び運転免許証の取消、失効したとき
- (3) 運転者証が返納されてから 2 年を経過したとき

Ⅱ-9. 運転免許証の取消処分、停止処分等を受けたとき

※停止処分期間は、講習等により短縮されても短縮前の期間を適用します。

(1) 取消処分又は40日以上停止処分を受けたとき

以下の手続きをいただき、**登録を削除**します。

停止処分期間終了後、再度、登録申請することができます。

■登録事項変更届

【届出者】運転者

【必要書類】下記の書類を登録実施機関へ提出してください。

- ① 登録事項変更等届出書（第四号様式）
- ② 運転免許停止処分通知書の写し（複写を行った日付を記載する）

■運転者証返納

【届出者】事業者

【必要書類】下記の書類を登録実施機関へ提出してください。

- ① 運転者証返納届（様式第10）
- ② 現運転者証

(2) 40日未満の停止処分を受けたとき

以下の手続きをいただき、**運転者証を登録実施機関で預かります**。停止処分期間終了後、運転者証を返還します。

■登録事項変更届

【届出者】運転者

【必要書類】下記の書類を登録実施機関へ提出してください。

- ① 登録事項変更等届出書（第四号様式）
- ② 運転免許停止処分通知書の写し（複写を行った日付を記載する）
- ③ 現運転者証

(3) 運転免許証が失効したとき（二種免許の失効を含む）

以下の手続きをいただき、**登録を削除**します。

■登録事項変更届

【届出者】運転者

【必要書類】下記の書類を登録実施機関へ提出してください。

- ① 登録事項変更等届出書（第四号様式）
- ② 運転免許停止処分通知書の写し（複写を行った日付を記載する）

■運転者証返納

【届出者】事業者

【必要書類】下記の書類を登録実施機関へ提出してください。

- ① 運転者証返納届（様式第10）
- ② 現運転者証

II-10. 原簿の謄本の交付・閲覧について

■ 謄本交付・閲覧請求

手数料 400 円

(1) 登録運転者本人による請求を行う場合

(請求可能な範囲) 本人の登録原簿

【必要書類】 登録実施機関の窓口へ以下のものを**持参**してください。

- ① 謄本交付（閲覧）請求書（第七号様式）
- ② 本人確認書類（運転免許証等）
- ③ 手数料

(2) タクシー事業者による請求を行う場合

(請求可能な範囲) 雇用する登録運転者に係る愛知県 B 地域内の登録原簿

【必要書類】 **交付の場合**：登録実施機関へ以下の書類を提出してください。

- ① 謄本交付（閲覧）請求書（第七号様式）
- ② 返信用封筒（切手貼付不要）

閲覧の場合：登録実施機関の窓口へ以下のものを**持参**してください。

- ① 謄本交付（閲覧）請求書（第七号様式）

II-11. 登録運転者業務経歴証明書の交付について

この手続きは、登録運転者本人のみ行うことができます。

■ 登録運転者業務経歴証明書交付申請

手数料 400 円

【申請者】 当該登録運転者

【必要書類】 登録実施機関の窓口へ以下のものを**持参**してください。

- ① 登録運転者業務経歴証明書交付申請書（第十号様式の二）
- ② 本人確認書類（運転免許証等）
- ③ 手数料

Ⅲ. その他に関すること

Ⅲ-1. 手続き書類の提出方法について

(1) 書類の提出方法について

諸手続きについては、窓口での取り扱いを原則とする手続きを除き、全て郵送で受け付けします。書類に不備のないよう、登録実施機関まで郵送してください。

なお、運転者が行う届出についても、所属事業者を通じて提出してください。

(2) 顔写真の提出について

顔写真は、電子データまたは印刷された写真のどちらかを提出してください。

① 電子データ

- ・ 解像度 600dpi 以上
- ・ 縦横比 3 : 2
- ・ ファイルサイズ 100KB 以下
- ・ ファイル形式 JPEG (拡張子 jpg)
- ・ ファイル名を運転者氏名とする
- ・ メール本文に事業者名、運転者氏名、撮影年月日を付記してください。

② 印刷された写真

- ・ サイズ 縦 6 cm × 横 4 cm
- ・ カラー写真
- ・ 写真裏面に事業者名、運転者氏名、撮影年月日を付記してください。

(顔写真見本)



縦 6 cm × 横 4 cm

提出先

住所：〒466-8558

名古屋市昭和区滝子町 30 番 16 号 愛知県自動車会館内

愛知県タクシー協会

TEL : 052-881-1315 FAX : 052-872-0968

Mail : info@aitakyo.com

Ⅲ-2. 手数料及び支払方法について

(1) 手続きごとの手数料

下記のとおり手続きごとに手数料がかかります。

手続き種類	手数料
登録申請	1件 1,800円
運転者証交付	1件 1,800円
運転者証再交付	1件 1,800円
運転者証訂正	1件 1,200円
原簿謄本の交付	1件 400円
原簿の閲覧	1件 400円
登録運転者業務経歴証明書交付	1件 400円

(2) 送料について

登録実施機関から返送が必要な手続きについては、申請者に送料（実費）をご負担いただきます。

(3) 手数料・送料の支払い方法

上記の手数料（窓口で取り扱うものを除く。）及び送料について、3ヶ月ごとにとりまとめ、タクシー事業者へ請求いたします。

手続き月	請求月	支払期日
4・5・6月	7月	8月10日
7・8・9月	10月	11月10日
10・11・12月	1月	2月10日
1・2・3月	4月	5月10日

IV. 様式集

様式番号	様式名
第一号様式（その1）	登録原簿（A）
第一号様式（その2）	登録原簿（B）
第二号様式	登録申請書
第三号様式	運転経歴書
第四号様式	登録事項変更等届出書
第五号様式	更正登録申請書
第六号様式	登録消除申請書
第七号様式	謄本交付（閲覧）申請書
第九号様式	運転者証交付申請書
第十号様式	運転者証訂正・再交付申請書
第十号様式の二	登録運転者業務経歴証明書交付申請書
第十号様式の三	登録運転者業務経歴証明書
様式第1	講習修了証
様式第3	更正登録申請を必要とする通知書
様式第4	運転者証の記載事項の更正申請を必要とする通知書
様式第5	更正登録済通知書
様式第6	運転者証の記載事項の更正申請書
様式第9	運転者証訂正一括申請書
様式第10	運転者証返納届
様式第12	運転免許証の写しの原本確認を行った書面
様式第13	運転者証の返納に関する宣誓書
参考見本1	雇用条件及び雇用契約証明書
参考見本2	紛失理由書

発行 平成 27 年 10 月 1 日

改訂 令和 5 年 2 月 28 日

運転者登録手続きマニュアル（法人タクシー用）

愛知県 B 地域認定講習実施機関

愛知県タクシー協会

名古屋市昭和区滝子町 30 番 16 号 愛知県自動車会館内

（業務時間：9 時～17 時 ※窓口の受付は 16 時まで）

（休日：土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日）

TEL.052-881-1315 FAX.052-872-0968

[HP] <http://www.aitakyo.com>
